

令和6年度予算編成方針

本市の状況

令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類へ引き下げられたことにより、長らく続いていたコロナ禍からの脱却が徐々に進んでいる。「ウィズコロナ」から「アフターコロナ」へと転換が進み、今後はインバウンド需要やサービス消費の回復が期待される中であって、令和6年秋には所沢駅西口に大型商業施設が開業する予定であり、本市に新たな魅力と大きな活気を与えてくれるものと考えている。

しかし、原油価格・物価高騰による地域経済への影響は継続していることから、これまで、令和5年度当初予算に計上した様々な施策を着実に実施すると共に、市民生活の負担増を軽減するため、子育て世帯や住民税非課税世帯への支援、保育施設や学校給食への補助などを実施するための補正予算を編成するなど、適期に必要な事業を迅速かつ効果的に進めているところである。

本市の財政状況

令和5年度当初予算編成においては、令和4年度に引き続き40億円を超える多額の財政調整基金を繰り入れて予算編成を行っており、当該年度の歳入を大きく上回る財政需要に対応している状況である。

令和6年度においても、歳出については、社会保障経費や老朽化施設の整備に加え、人件費や燃料費・光熱費の増加が予想される。また、事業完了まで複数年度を要する大規模な事業の実施が複数見込まれていることから、多額の財政需要が想定される。一方、歳入については、こうした多額の財政需要を賄える程の一般財源の大幅な増加は見込めない状況である。

したがって、令和6年度予算についても厳しい事業の取捨選択が引き続き必要となってくる。

基本的な考え方

令和6年度予算については、本市が県南西部を代表する都市として更なる発展・成長を続けるため、子育て世帯を中心とした支援策をはじめ様々な事業・施策を積極的に展開していきたいと考えている。

しかし、前述したように、歳入の面においては一般財源の大幅な増加は見込めないことから、限りある財源を最大限有効活用すべく、真に必要な行政サービス・事業にメリハリを付け、重点配分することとする。そのため、事業の構築にあたっては、「あれかこれか」の視点の徹底により事業を取捨選択し、必要な見直し・再構築を行うなど事業の新陳代謝を行われたい。特に、コロナ禍において拡充を図ってきた事業等については、社会情勢等を鑑み、その必要性を良く検証されたい。

各部長等においては経営責任者として、市財政全体に視野を広げ、現在の財政状況等を十分に認識したうえで、明確な経営判断とマネジメントのもと、市民の笑顔を増やし、所沢を日本一のまちにすべく予算編成を行っていただきたい。

なお、基本的な考え方の詳細は、以下のとおりである。

(1) 財源の優先配分及び年間総合予算の編成

見積もられたすべての事業を実施できる一般財源の確保は難しいと考えられる。それぞれの事業において、前年度と同等の予算の確保は難しいと考え、必要な個所に、必要最小限の額を計上する意識を全職員で共有すること。

また、補正予算は原則として、制度改正への対応や、災害等緊急でやむを得ないものとし、年間に必要となる額は当初予算にて過不足なく見積もるよう努めること。

(2) 第6次所沢市総合計画の確実な実行

第6次所沢市総合計画・基本構想に掲げる将来都市像の実現に向けた取り組みは優先的に行うこと。

(3) 財源の確保

財源確保と負担の公平性の観点から、市税や使用料等の収納率向上に努め、財産収入、広告料等の創意工夫による増収策を様々な角度から検討し、財源の創出に努めること。

国・県支出金については、社会情勢の変化や、国・県の施策や制度の動向等を注視のうえ、他団体の活用事例を情報収集し、積極的かつ漏れのないように補助要望すること。また、事業の選択にあたっては、補助事業であることを理由に安易に事業採択を判断せず、事業実施に伴う一般財源の負担増、事業の費用対効果、緊急性を十分に検討すること。なお、国・県の補助の打ち切り、補助割合の変更等があった場合は、原則事業の廃止・縮小を行うこととし、市費への振替えは認めない。

(4) 業務の担い手・手法の柔軟な選択

新規の事務事業開始時、既存事務事業や業務フローの見直し等にあっては、正規職員による業務推進にのみ限定せず、その担い手や手法について、ICTや各種先進技術・サービス、任期付職員・非常勤職員や派遣職員、民間活力、PFIなど様々な選択肢から最適な組み合わせを選択し、費用対効果もしっかりと見極め検討すること。

(5) 経常経費の抑制

経常経費の高止まりにより、本市の財政状況は硬直化しており、市独自の新たな施策の推進に一定の制約を課す状況となっている。そのため、社会動向の変化等により必要性が低下したと認められる事業については、一般財源への影響を踏まえ、縮小・廃止も含めた検証を必ず実施し、引き続き実施するとした事務事業にはDXの推進等様々な手段の活用を検討し、経常経費の縮減を図ること。

(6) 扶助費の精査と抑制

扶助費については、事業手法や給付水準等の見直し・検討を行ったうえで、対象者数や扶助額について徹底した精査を行い、漫然と予算の肥大化を招くことのないよう、適正な制度運用を行うこと。特に、市の単独事業については、近隣他市との均衡や社会情勢、他に同様の施策が無いかなどを総合的に勘案し、制度そのものの必要性や給付水準等を精査し、統合を含め、制度の見直しを積極的に行うこと。

(7) 補助金等の見直し

市が支出する補助金等については、補助の効果や制度の趣旨が社会情勢に適合しているか、真に必要なものかを再検証し、補助率、補助上限額等について近隣他市の事例等を参考に十分な精査をするとともに、計画的な縮減、廃止に向けた検討も行うこと。特に団体補助については、その活動内容や社会的役割等を踏まえつつ、団体の財政状況等も勘案し、対象事業、補助額等の適正性を見極め、自主財源による運営に向けた検討を促すとともに、補助割合の縮小に向け必要な調整をすすめること。

なお、補助金等審査委員会の審査結果については遵守すること。

(8) 公共工事・施設整備の計画的実施

公共施設等の整備にあたっては、大規模事業が同時に進行している状況を鑑み、建設費はもとより、運営体制、維持管理面など後年度の財政負担を十分に検討・調整し、創意工夫により最小の経費で最大の効果をあげるよう、効率化・合理化、年度間の平準化を意識した計画や設計を行うこと。資材高騰により財政負担が過大になる場合については、その実施時期についても見直しを行うこと。

また、公共施設等の修繕・改修工事については、多額の費用を要することのないよう精査に努めるとともに、活用できる新たな財源を確保し一般財源の抑制を図ること。

なお、令和3年3月策定の所沢市公共施設長寿命化計画に基づき策定される短期予防保全計画による施設改修等については、優先的に財源配分するものとする。

(9) 継続費・債務負担行為・地方債

将来の財政状況を十分認識し、後年度において過重な財政負担を招くことのないよう留意すること。

(10) 特別会計

本来の特別会計設置の目的を踏まえ、一般会計との経費の負担区分を明確にし、受益と負担の適正化を図るなど、財源を安易に一般会計に依存することなく、国・県補助金の積極的な活用、自主財源の確保に努め、より効率的な運用を行うこと。

(11) その他

その他、事務にあたっての細部の取扱いについては、別途通知する。